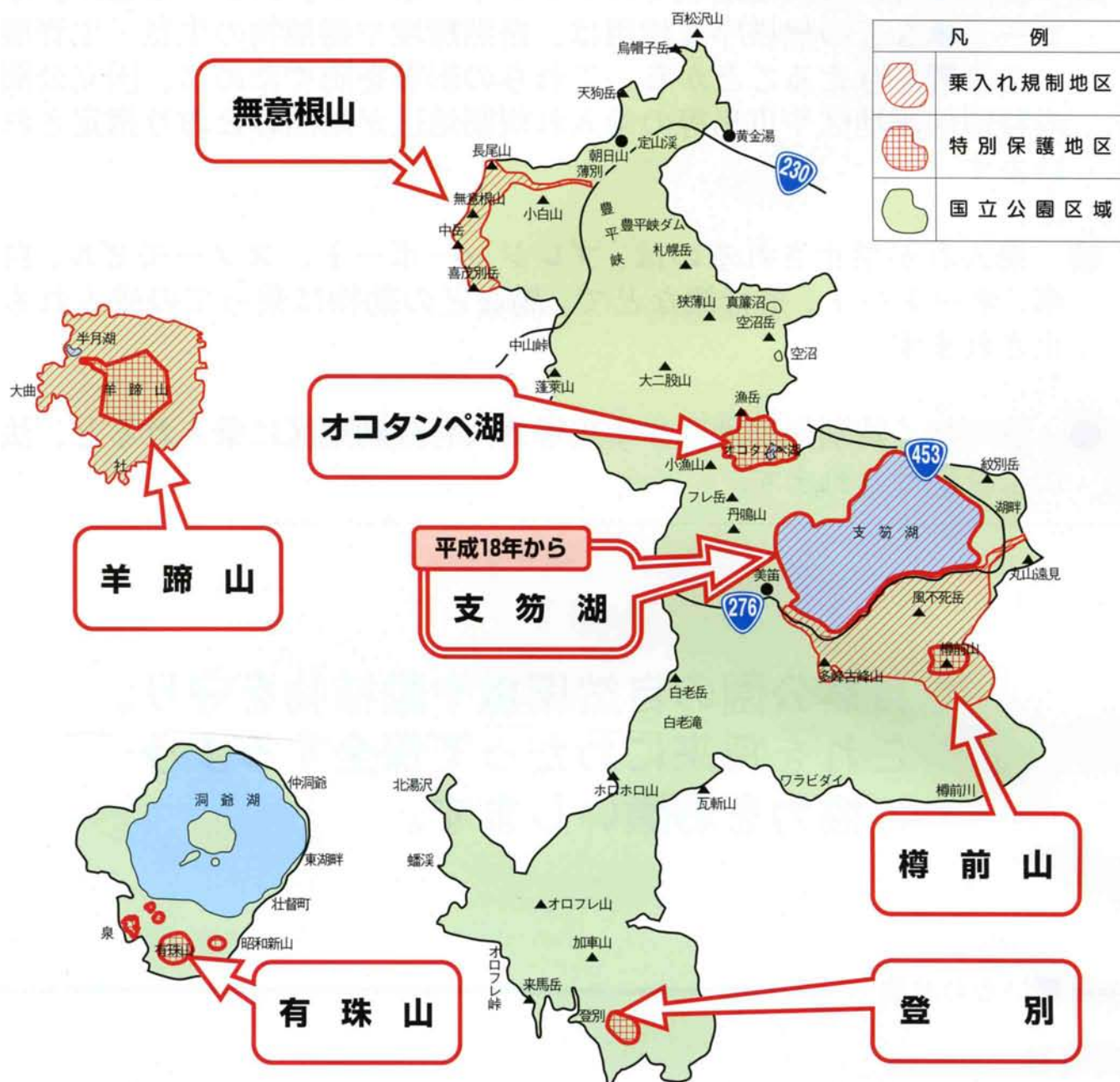


支笏洞爺国立公園内には
プレジャーボート等の乗入れが
規制されている地区があります。



平成18年からは、新たに支笏湖全域が乗入れ規制
地区に加わりました。



内が規制されている地区です

水上オートバイや自転車なども規制の対象です。

自然環境の優れた地域でのプレジャーボート、スノーモビル、オフロード車などの無秩序な使用は、自然環境や動植物の生息・生育環境に悪影響を与えることから、これらの影響を防ぐために、支笏洞爺国立公園の特別保護地区と車馬等乗入れ規制地区ではプレジャーボートなどの使用が禁止されています。

これに、違反すると法律により罰せられます。

国立公園内の一部地域が車馬等乗入れ規制地区に指定されています。乗り入れ前に必ず確認してください。

- 自然環境の優れた地域でのプレジャーボート、スノーモビル、オフロード車などの無秩序な使用は、自然環境や動植物の生息・生育環境に悪影響を与えることから、これらの影響を防ぐために、国立公園内の特別保護地区や車馬等の乗入れ規制地区が地図のとおり指定されています。
- 乗入れが禁止されるのは、プレジャーボート、スノーモビル、自動車、オートバイ、飛行機などで、馬などの動物に乗っての乗入れも禁止されます。
- 許可無く特別保護地区や車馬等乗入れ規制地区に乗入れると、法律により罰せられます。

自然公園の自然環境や動植物を守り、これを将来にわたって保全するようご協力をお願いします。

問い合わせ先

環境省

支笏湖自然保護官事務所	〒066-0281 千歳市支笏湖温泉 TEL 0123-25-2350 FAX 0123-25-2351
洞爺湖自然保護官事務所	〒049-5602 虻田郡虻田町字泉23-3 TEL 0142-76-4877 FAX 0142-76-4876
北海道地方環境事務所	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーネットビル9階 TEL 011-251-8703 FAX 011-219-7072